

埼玉県中小企業制度融資 基礎研修会

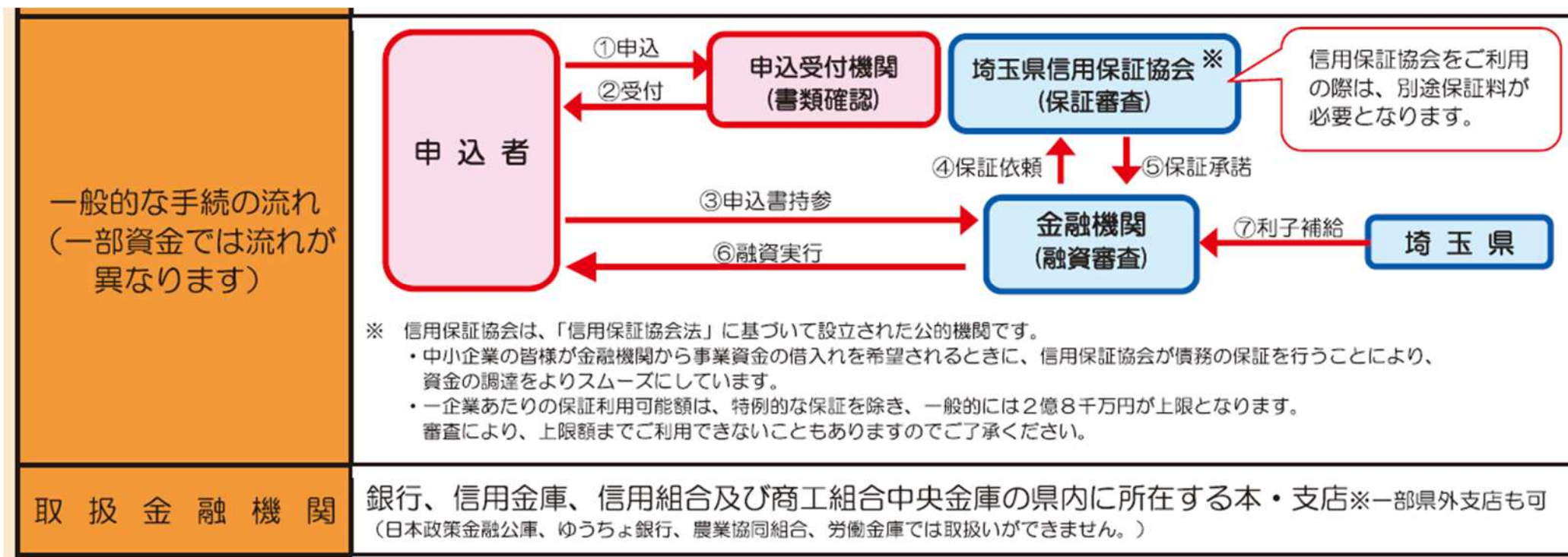
産業労働部 金融課

本日の内容

- 1 制度融資の仕組みと手続の流れ
- 2 資金メニューについて
- 3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について
- 4 受付・融資実行にあたっての留意事項
- 5 個別資金の概要、留意点
- 6 県ホームページの掲載内容について

1 制度融資の仕組みと手続きの流れ

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」 p.2から抜粋)



2 資金メニューについて

(「埼玉県中小企業制度融資のご案内」 p.3から抜粋)



3 利率、利子補給率、信用保証料、責任共有制度について

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」参照)

- ・ 融資利率は中小企業者が借り入れる際の最大利率(この範囲内で金融機関が設定する。)
- ・ 金融機関が受け取る利率は 融資利率 + 県からの利子補給率(いずれのメニューも最終的に金融機関の受け取る利率に差はほとんどない。)

埼玉県中小企業制度融資一覧表

令和5年4月1日時点

資金名	融資利率(年以内)					融資期間 (※返済開始(月)・償還方法)	融資額(以内)	信用保証・ 保証料(年%以内)	利子 補給率 (%)	責任 共有	融資種 (億円)	資金名
	1年以内 (~12月)	1年超 3年以内 (13月~ 36月)	3年超 5年以内 (37月~ 60月)	5年超 10年以内 (61月~ 120月)	10年超 15年以内 (121月~ 180月)							
① 一般貸付		1.5%	1.6%	1.7%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.64	0.1	○	300	事業資金 ① 一般貸付	
② 短期貸付	1.1% (+信用保証付)	1.5% (+信用保証付)				運転 1年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.64	0.475 0.075	○	200	事業資金 ② 短期貸付	
③ 小規模事業資金 (※2) 借換制度(再借換を含む。) 【経営革新企業特例を適用する場合】	1.4%	1.5%	1.6%			設備 10年以内 運転 7年以内 <1年:元金均等返済> (※2) 借換制度(再借換を含む。) (※3) 借換制度(再借換を含む。)	付する 0.50~1.76 (※3) 借換制度(再借換を含む。)	0.1 0.2	×	300	③ 小規模事業資金 (※2) 借換制度(再借換を含む。) 【経営革新企業特例を適用する場合】	
④ 起業家育成資金		1.0%	1.1%	1.2%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.80 (※3) 借換制度(再借換を含む。)	0.5	×	100	④ 起業家育成資金	
⑤ 設備投資促進資金		1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	設備 1年超 10年以内 (※2) 借換制度(再借換を含む。) 運転 1年超 7年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.64 (※2) 借換制度(再借換を含む。)	0.5 0.6	○	250	⑤ 設備投資促進資金	
⑥ 経営革新計画促進貸付		1.0%	1.1%	1.2%	1.4%	設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.77	0.5	○	50	⑥ 経営革新計画促進貸付	
⑦ 事業承継特別貸付		1.1%	1.2%	1.3%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.20~1.15	0.5	○	50	⑦ 事業承継特別貸付	
⑧ 事業承継支援貸付		1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.64	0.3	○	50	⑧ 事業承継支援貸付	
⑨ 社会貢献企業等優遇貸付		1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 運転 1年超 7年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.64 (※2) 借換制度(再借換を含む。)	0.3	○	50	⑨ 社会貢献企業等優遇貸付	
⑩ 海外投資貸付		1.3%	1.4%	1.5%		設備 1年超 10年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.64 (※2) 借換制度(再借換を含む。)	0.3	○	50	⑩ 海外投資貸付	
⑪ 産業立地貸付	信用保証付+ 信用保証料+	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	設備 1年超 10年以内 (※2) 借換制度(再借換を含む。)	必要+2付する 0.45~1.59	0.2 0.1	○		⑪ 産業立地貸付	
⑫ 経営安定資金		1.1%	1.2%	1.3%		設備 1年超 10年以内 (※2) 借換制度(再借換を含む。) 運転 1年超 10年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.80 (※2) 借換制度(再借換を含む。)	0.4	×	400	⑫ 経営安定資金	
⑫の2 知事指定等貸付		1.2%	1.3%	1.4%		設備 1年超 10年以内 (※2) 借換制度(再借換を含む。) 運転 1年超 10年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.59 (※2) 借換制度(再借換を含む。)	0.4 0.7	○		⑫の2 知事指定等貸付	
⑬ 伴走支援型経営改善資金		0.9%	1.0%	1.1%		設備 10年以内 運転 10年以内 <1年:元金均等返済> (※2) 借換制度(再借換を含む。)	付する 0.2%(※2)	0.6	×	1000	⑬ 伴走支援型経営改善資金	
⑭ 経営あんしん資金		1.0%	1.1%	1.2%		設備 10年以内 運転 10年以内 <1年:元金均等返済> (※2) 借換制度(再借換を含む。)	付する 0.2~1.15(※2)	0.2	○	200	⑭ 経営あんしん資金	
⑮ 企業パワアップ資金		金融機関所定利率				設備・運転 1年超 10年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.59 (※1) 借換制度(再借換を含む。) (※2) 借換制度(再借換を含む。)	0.45~1.59 0.68	○	200	⑮ 企業パワアップ資金	
⑯ 借換資金(再借換を含む。)		金融機関所定利率				運転 1年超 10年以内 <1年:元金均等返済>	付する 0.45~1.64 (※1) 借換制度(再借換を含む。) (※2) 借換制度(再借換を含む。)	0.45~1.64 0.68	○	500	⑯ 借換資金(再借換を含む。)	

5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.31~34を参照)

③ 小規模事業資金

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する小規模企業者(組合を含む) ※NPO法人は対象外

主な業種・組合の規模要件	従業員数
各種製造業、建設業、不動産業、運送業、印刷業、出版業、製菓・製本業、保険代理店、旅行業、医薬を主たる事業とする法人 ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 ■宿泊業・娯楽業 ■企業組合(その事業に従事する組合員数)・協業組合	20名以内
■商業・サービス業 小売業、卸売業、飲食業、洗濯・洗剤・染物業(クリーニング等)、医療(個人診療所)・保健衛生業(診療院・整体等)、加工整理業、美容業、専門サービス業(税理士・建築士事務所等)、産業廃棄物処理業、その他の事業サービス業(クリーニング等)、学習塾等	5名以内
■事業協同小組合(組合又は組合員の2/3以上が保証対象業種を行っているもの)	5名以内(標準・サービス業は2名以内)

- 上記に記載の融資対象者の要件1~5、7、8に該当すること。
- 保証協会の利用がある場合、既存の保証付き融資の残高(担保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と申込金額の合計額が2,000万円以内であること。

■資金使途■

- 設備資金 店舗の改築又は機械設備の購入等に必要資金
 運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要資金
- ★ただし、次の資金使途は、融資対象になりません。 ●p.23
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
 - × 法令に違反する設備及び取外しに設置する設備のための資金 × 申込者以外が使用する設備のための資金
 - × 設置済み又は返済済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象)等

■融資条件■

	設備資金	運転資金
限度額	2,000万円	2,000万円 (最新決算期の平均月商3か月分を限度)
	設備・運転併用の場合は、合計2,000万円	
利率	年1.3~1.6%以内(融資期間・特別適用により異なる) ●重要 ※ 経営革新計画の承認を受けてから5年未満の者の特例あり	
期間・償還方法	10年以内 (1年以内借入 元金均等月賦償還)	7年以内 (1年以内借入 元金均等月賦償還)
	※融資期間1年以内の場合、一括償還も選択可	
担保	不要	
保証人	個人:不要 法人:原則として、代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証	付する [保証料 年0.50%~1.76%以内 特別小口保険利用(個人に限る。)の場合は年0.80%以内]	
現地調査	必要(省略できるケースあり) ●p.25	

■受付機関■

申込者の事業所が所在する地区の商工会議所・商工会、中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

■融資実行後の手続き■

申込書……設備資金の申込みの場合で、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、書類書類とともに埼玉県中小企業制度融資設備完了届(様式31)を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱い機関……速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式33)を受付機関に提出すること。

■申込みに必要な書類■ ●それぞれの書類の提出先:p.7、8

1 基本書類 ●p.7、8に記載の■基本書類(1)~(10)、(12)~(21)と同様。 受付機関が申込書記入欄にチェック 「※2貸付期間の要・不要」 ●p.25 「※3特別小口保険の利率の可否」 ●本ページ下部		
2 本資金の利用に係る必要書類 (1) 納税証明書記載事項等の照会に関する同意書(様式4) ……………	1部(原本)	
(2) 所得税又は法人税の確定申告書の閲覧申請に関する委任状(様式5) ……………	1部(原本)	
※(1)(2)については取扱金融機関又は保証協会が必要と認めた場合のみ添付。 ○特別小口保険を利用する場合、納税要件の確認のため、次の書類が必要 a 事業税の納税証明書(法定業種以外の事業を営む場合を除く) ……………		2部(原本1写し1)
b 県民税及び市町村民税の納税証明書(事業税の税額がある場合を除く) ……………	2部(原本1写し1)	
3 経営革新企業の特例を受ける場合 (1) 経営革新計画に係る承認書の写し ……………	2部	
4 現地調査が必要な場合 ●詳細:p.25		
受付機関は印刷済報告書(様式25)を作成 (原本1写し1を密封し申込書封筒で取扱金融機関へ提出、取扱金融機関は原本1を保証協会へ送付)	3部(原本1写し2)	
【事業形態がアパート、マンション、一戸建て専用住宅等の「居宅内事務室」の場合】 (1)a(事業所が自己所有の場合) 建物所有者を証明できる書類の写し …………… 例:建物登記事項証明書、固定資産税納税通知書又は建物の評価証明書等 b(事業所が自己所有でない場合) 賃貸借契約書の写し等 ……………	2部	
(2) 事業上の取引を確認できる通帳の写し(D)を確認できる部分 ……………	2部	
(3) 取引に関する契約書、取引先発行の伝票類(発注書・領収書等)など、事業実態を客観的に確認できる書類の写し(取引先名、所在地、押印があるもので直近1年のうち複数月の数枚程度) ……………	2部	

○【商工会議所・商工会専用】保証協会事前相談窓口の設置について

令和5年度から、保証協会の各部支店に商工会議所・商工会専用の事前相談窓口を設置しています。制度融資申込受付前に保証協会へ事前にご相談いただくことで、円滑な支援に繋がります。
 ※ご相談の際は、保証協会所定の「事前照会票」をご利用ください。

○特別小口保険の利用について

小規模事業資金(小規模事業資金の借換制度)の利用を希望する個人事業者は、下記の要件を満たす場合、「特別小口保険」の利用が可能。(※県制度融資では、法人は特別小口保険の利用不可。)

- 要件① 事業税の納税証明書で、**課税額があり**、かつ完納していること。
(税額があるのに完納していない場合は、事業税の滞納なしに当たらず、制度融資の申込要件を満たさない。)
- 要件② (事業税の課税額がない場合)「県民税及び市町村民税の納税証明書」で、**所得割の課税額があり**、かつ完納していること。
(所得割の税額が障害者控除・寡婦(夫)控除によりなくなった場合は、均等割があり、かつ完納していること。)
- 要件③ 他の保証制度を利用していないこと。

(1) 個人事業者が特別小口保険の利用を希望する場合、申込書「③小規模事業資金」欄の【個人事業者で特別小口保険希望】「口有」にチェック

(2) 受付機関は、上記①②の要件により利用の可否を確認し、申込書の受付機関記入欄※3にチェック

※ ①②いずれも税額がない場合、「口不可」にチェックし、申込者に理由を説明するとともに、小口詳細企業保証による小規模事業資金の利用(保証料が異なる。)等を検討すること。

※ なお、①②共に、**保証の委任の申込日以前1年間に貸付回納額が到来している場合は**、他の資金を利用する際と異なり、**該当分全ての完納を確認できる証明書が必要**。

5 個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.37~38を参照)

④ 起業家育成資金

■融資対象者の要件■

保証対象業種を開始しようとする者(開業後又は会社設立後5年未満の者を含む)で、次の全てに該当するもの
1 次のア~オのいずれかに該当すること。 ※ 第二会社、会社法上の会社以外は対象外

ア【創業者(開業前)】 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する者
(ア)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から1か月以内(※)に県内で新たに開業する具体的な計画を有するもの
(イ)事業を営んでいない個人であって、融資実行日から2か月以内(※)に新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有するもの
(ウ)自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該会社が県内で開業する具体的な計画を有する中小企業者である会社(分社化)
※ 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は6か月以内

イ【新規中小企業者(会社設立・開業後)】 次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する中小企業者であって、県内で事業を営むもの
(ア)開業後5年未満の個人であって、当該開業の日前に事業を営んでいなかったもの
(イ)設立後5年未満の会社であって、設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの
(ウ)他の会社がその事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した設立後5年未満の会社(分社化)

ウ 上記イ(ア)に規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの

※「開業」とは、営利を目的とした事業を営むことであり、必要な認可等を得ていることが前提となります。形式的に開業届を出しただけで、事業を営んでいないと認められない場合は、開業前となります。
<開業の具体例> 店舗の開業、工場稼働開始

エ【再挑戦支援保証】 ※申込前に保証協会に照会ください。
ア(ア)(イ)、イ(ア)(イ)又はウのいずれかに該当し、かつ、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する個人又は個人が設立した会社
(ア)過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化(業務執行上の判断や取引先の倒産の影響等により財務内容が悪化することをいう)により廃止してから5年未満の者
(イ)過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日(商業登記簿簿本の解散事由が発生した日)において当該会社の業務を執行する役員(社外取締役は含まれず、委員会設置会社においては執行役(取締役を兼務する場合を含む)が含まれ、執行役を兼務しない取締役を含まない)であった者で解散の日から5年未満のもの

オ【スタートアップ創出促進保証】
ア(イ)(ウ)、イ(イ)(ウ)又はウのいずれか(保証申込受付時点において税務申告1期未終了のものにあっては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有する者に限る。)に該当するもの

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■3~8に該当すること。

- ・納税滞り未済の場合、納税要件は確認不要。
- ・再挑戦支援保証利用の場合、水債債務を負担していても申込可能な場合あり。

■資金使途■

設備資金 店舗の改装又は機械設備の購入等に必要資金 ※建物の建築・取得についてはp.54 Q&A-11 参照
運転資金 商品仕入や外注費支払等に必要資金

★ただし、次の資金使途は融資対象になりません。 p.23

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金 × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金 × 法令に違反する設備及び限外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金 × 設置済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満であって支払済みでない設備に要する資金は対象) 等

■融資条件■		
	設備資金	運転資金
限度額★	3,500万円	3,500万円
	設備・運転併用の場合は、合計3,500万円	
利率	年1.0~1.2%以内(融資期間により異なる)※一律 p.1	
期間・償還方法	1年超10年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)	1年超7年以内 (1年以内据置 元金均等月賦償還)
担保	不要	
保証人	個人:不要 法人:原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ※スタートアップ創出促進保証を利用する場合は不要	
信用保証	付する(保証料 創業関連保証及び再挑戦支援保証 年0.80%以内 スタートアップ創出促進保証 年1.00%以内)	
現地調査	必要(省略できるケースあり) p.25	

★融資額は、令和4年3月31日以前実行分の起業家育成資金(新事業創出貸付・独立創業貸付)、女性・若者経営支援資金(女性・若者起業支援貸付)の残高も入算するものとします。

■受付機関■

申込者の事業所(予定地)が所在する地区の商工会議所・商工会又は創業・ベンチャー支援センター埼玉

■融資実行後の手続き■

申込者 → 設備資金の申込みの場合、融資対象設備を設置して支払いを完了したとき、経費書類とともに埼玉中小企業制度融資設備完了届(様式31)を受付機関に提出し、資金使途についての確認を受けること。

取扱金融機関 → 速やかに埼玉県中小企業制度融資報告書(様式33)を受付機関に提出すること。
(スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合)スタートアップ創出促進保証制度に規定される、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの事業者からの取得や保証協会への提出等を実施すること。

■申込みに必要な書類■ ※それぞれの書類の提出先: p.7、8

1 基本書類・p.7、8に記載の■基本書類■(1)~(10)、(12)~(21)と同様 ・受付機関(保証協会)申込書記入欄にチェック 「※2期連続の要・不要」 p.25 ※保証料の取付は、受付機関(保証協会)提出(様式26)を作成 (原本1写し)を添付し申込書添付で保証協会へ提出。取付金額は原本1写し保証協会へ送付 ・1期目の保証料が支払済または決済が終了していない場合は、受付料(決済書)は不要 ・結果が保留中ではない場合は、保証料用紙等は不要 ・基本書類(18)定款の写しは必須となります。御確認ください	3部(原本1写し2)
2 本資金の利用に係る必要書類(申込要件に同じ添付) (1) (要件アからエで決算又は確定申告が終了していない場合)創業・再挑戦計画書(様式8-1) …… (2) (要件オの場合)保証協会所定の創業計画書(スタートアップ創出促進保証用) …… (3) 認定特定創業支援等事業による支援を受けた者で融資実行日から所定の期間(要件ア(ア)は1か月、ア(イ)は2か月)を超えて開業する計画がある場合)市町村長の発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 …… (4) 以下【再挑戦支援保証】要件の場合のみ必要 資格要件申告書(様式8-2) …… (5) 廃業届出書、税務申告書の控え、破産手続開始決定通知等事業の廃止日が確認できる書類の写し(ア)要件の場合のみ必要 …… (6) 解散登記のある商業登記簿簿本又は閉鎖事項全部証明書の写し (イ)要件の場合のみ必要 ……	2部(原本1写し1) 2部(原本1写し1) 2部(原本1写し1) 2部(原本1写し1) 2部

融資対象者

融資概要

個別資金の概要、留意点

(別紙「埼玉県中小企業制度融資の手引(抜粋)」p.91~93を参照)

⑬ 伴走支援型経営改善資金

■融資対象者の要件■

次の全てに該当する中小企業者及び中小企業組合

1 次のア〜ウのいずれかに該当し、経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定したものの(国の全国統一制度である伴走支援型特別保証制度を付するものに限る。) ●セーフティネット保証制度・認定基準:p.89

ア セーフティネット保証4号の認定を取得した者

イ セーフティネット保証5号の認定を取得した者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 最近1か月の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している者

(イ) 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者

(ウ) 最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者

(エ) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者

(オ) 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者

(カ) 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者

(キ) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者

2 p.2に記載の■融資対象者の要件■1〜8に該当すること。
上記対象者要件ア、イ、ウ(ア)、ウ(イ)又はウ(オ)に該当し、県内で客観的に事業に着手していること認められる場合、p.2に記載の■融資対象者の要件■2に該当することを要しない(前倒しもない事業者に対する国の緩和措置があるため。)

■資金使途■

設備資金及び運転資金(要件1ア及びイについては、経営の安定に必要な資金に限る。)

※運転資金には申込時において融資実行日から1年以上経過している借換対象資金の借換えに要する資金を含む

★複数の借入れを一本化する場合は、融資実行日から1年未満の借換対象資金及び償還期間1年以内で借りた小規模事業資金の借換えに要する資金を含めることができます。

★完全の償還期間中の資金でも借換可能です。

★設備資金を借り換える場合、資金使途は運転資金となります。

★次の資金使途は、融資対象になりません。 ●p.2

× 納税に充てる資金、プロジェクト資金、転貸資金

× 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金 × 法令に違反する設備及び県外に設置するための設備のための資金

× 申込者以外が使用する設備のための資金 × 設置済み又は支払済みの設備のための資金 等

■借換対象資金(⑩〜⑭は廃止資金)■

以下に掲げる資金(最長融資期間(※)を超えているもの、保証協会の管理上事故扱いになっているものを除く。)

①事業資金(短期貸付を除く、働き方改革企業復活貸付として融資されたものを含む)

②小規模事業資金(借換制度によるものを含む(再借換を除く))

③起業家育成資金

④設備投資促進資金(企業成長投資資金、企業成長サポート資金として融資されたものを含む)

⑤産業創造資金
(エネルギー対策特別融資、チャレンジ促進特、省エネ設備、産業立地資金、経営革新特別保証融資、事業再興資金として融資されたものを含む(保証付きに限る))

⑥経営安定資金

⑦伴走支援型経営改善資金

⑧経営あんしん資金

⑨借換資金(再借換を除く)

⑩緊急借換資金

⑪経営支援特別融資

⑫スーパーサポート資金

⑬新型コロナウイルス感染症対応資金

⑭女性・若者経営者支援資金(女性経営者支援資金として融資されたものを含む)

(※) 損失補償対象資金の場合は、損失補償契約の対象となる保証期間を含みます。

■融資条件■		
	設備資金	運転資金
限度額	1億円	1億円 (借換の場合、既借入金、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う保証料相当額の合計を限度)
利率	設備・運転併用の場合は合計1億円 要件1ア並びにイ及びウのうち責任共有制度の対象除外の場合…年0.9~1.1%以内 要件1イ及びウのうち責任共有制度の対象の場合…年1.0~1.2%以内 (償還期間により異なる) ●p.89	
期間・償還方法	10年以内 (5年以内償還 元金均等月賦償還) ※融資期間1年以上の場合、一括償還も選択可	
担保	取扱金融機関及び保証協会との協議により定める	
保証人	個人:原則として不要 法人:原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 経営者保証免除対応 ^{※1} を適用する場合は法人代表者の連帯保証は徴求しない	
信用保証	付する。信用保証料は以下のとおり。 (要件1ア及びイ…年0.2% (経営者保証免除対応を適用する場合を含む。)) (要件1ウ…年0.2~1.15% (経営者保証免除対応を適用する場合を含む。)) ※ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、 要件1ア及びイ…年0.85% (*) 要件1ウ (責任共有制度対象の場合)…年0.45~1.9% (*) 要件1ウ (責任共有制度対象除外の場合)…年0.5~2.2% (*) ※経営者保証免除対応を適用した場合は各0.2%以上乗せ	

(注) セーフティネット保証4号の認定を取得しても、責任共有対象資金を責任共有対象外資金として借換することはできません。ただし、新型コロナウイルス感染症による危機対応保証の指定期間中(令和2年2月1日から令和3年12月31日)にセーフティネット保証5号で保証協会が保証申込受付し、かつ融資実行された既借入金については、責任共有対象外資金として借換が可能です。また、既借入金が責任共有対象外の資金の場合、セーフティネット保証5号又は一般保証の利用であっても責任共有対象外資金として借換が可能です。 ※下表「借換の考え方」参照

※1 次の①及び②を満たす場合に、経営者保証を免除する。

①直近の決算書が資本金超過であること。

②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等) について、社会生活上適切な範囲を超えていない。

(参考) 借換の考え方

既借入金	借換内容	伴走支援型経営改善資金(※1)の対象者要件		
		4号	5号	一般保証
責任共有対象	真木あり	×	○	○
	真木なし	×	○	○
		○	○	○
責任共有対象外	真木あり	○	○	○
	真木なし	○	○	○

○…借換可 ×…借換不可

※1 伴走支援型経営改善資金に限らず、特設の伴走支援型特別保証制度を利用する場合は表の考え方となります。

※2 危機指定期間: 令和2年2月1日~令和3年12月31日

7 県ホームページの掲載内容について

「一般向けページ」と「関係機関向けのページ」を県ホームページにおいて公開

(1) 一般向け（中小企業向け制度融資）ページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

県HPトップページ > しごと・産業 > 産業 > 産業支援・経営支援 > 中小企業向け制度融資

産業支援・経営支援

- 女性の視点活用
- 中小企業向け制度融資
- 海外ビジネス支援
- 事業承継支援
- 中小企業における事業継続計画 (BCP) について
- 小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」について

中小企業向け制度融資

埼玉県では、中小企業の皆さまに事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、県内金融機関、埼玉県信用保証協会及び県内商工会議所・商工会などと協力した制度融資を行っています。

お知らせ

- 令和4年2月16日中小企業に対する金融の円滑化要請についてを掲載しました
- 令和3年12月23日原油・原材料価格高騰の影響を受けている中小企業への貸付

埼玉コンシェルジュへようこそ！
質問にAIが答えます。
(Multilingual AI chatbot)

キーワードから探す

キーワードで検索 ページ番号で検索

4171

検索方法

【制度融資のご案内】（パンフレット）

制度融資の概要、各資金メニューの一覧等について記載した冊子〔紙媒体の配布及び県HPの公開〕

【資金メニュー別チラシ】

資金メニューの特徴や諸条件、必要書類等について記載したチラシ〔県HPの公開〕

【県指定様式集】

申込みに必要な各種様式〔県HPの公開（制度融資の手引にも記載あり）〕

7 県ホームページの掲載内容について

(2) 関係機関向けページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

The screenshot shows the Saitama Prefecture website's navigation menu at the top, including 'トップページ', '暮らし・環境', '健康・福祉', 'しごと・産業', '文化・教育', '県政情報・統計', and '緊急情報'. The breadcrumb trail is 'トップページ > 県政情報・統計 > 県概要 > 組織案内 > 産業労働部 > 金融課 > 関係機関向けページ【制度改正関係】'. The main heading is '関係機関向けページ【制度改正関係】'. Below it, there is a section titled '埼玉県中小企業制度融資の金利改定について' with a 'New' tag. A sidebar on the left contains '金融課' and '関係機関向けページ【制度改正関係】'. A chatbot icon is visible at the bottom right of the page.

The screenshot shows the search results page for the keyword '関係機関向け'. The search bar at the top contains the keyword. The results section is titled '検索結果' and shows 'サイト内検索' with the keyword '関係機関向け' and a '検索' button. Below the search bar, there are several search results, with the first one being '関係機関向けページ【制度改正関係】', which is highlighted with a red box. The page also shows the number of results found: 'キーワード "関係機関向け" に対する結果 "56" 件 1 ページ目'.

【制度融資の手引】

関係機関向けに作成している各資金必要書類やQ & A等を記載した冊子〔県HPの公開〕

【関係機関向けの通知等】

制度融資要綱の改正通知や利子補給等に関する照会〔E-mail・FAX等の送信及び県HPの公開〕

ご静聴ありがとうございました。

産業労働部 金融課